

令和 6 年 度

公 営 企 業 部
定 期 監 査 報 告 書

笛 吹 市 監 査 委 員

1 監査の対象

公営企業部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。(水道事業会計、笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計)

2 監査基準日・監査の範囲

令和6年9月30日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

公営企業部 業務課・水道課・下水道課・企業会計課

令和6年11月21日

4 監査の方法

監査の対象となった水道事業会計、笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計の下記項目について、公営企業部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

1 「令和5年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4－① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4－② 「指定事項調書」

【業務課・水道課】	} なし
【業務課・下水道課】	
【企業会計課】	

5 「公有財産購入に関する調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「委託調書」

8 「工事台帳」

9 「歳入状況調書」

10 「歳出状況調書」

11 「滞納状況調書」

13 「賃貸借に関する調書」

16 「郵便切手、はがき、収入印紙受払状況」

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

令和6年9月30日現在における公営企業部から提出された水道事業会計、笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計における歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。また、水道料、水道加入料、開栓手数料等の現金収納状況及び郵便切手受払状況についても、現金収納処理及び切手保管枚数と受払簿に相違なく、受払が適正に行われていたことを確認した。

(2) 事務・事業の執行状況

公営企業部に係る事務事業の執行については、良好であると認められる。

今後も委託契約等について、委託先・価格の妥当性を確認しながら執行してもらいたい。

7 指摘・要望事項

業務課 水道課 下水道課 企業会計課	事務 事業	特になし
-----------------------------	----------	------

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

特になし

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）について、今回はなかった。